

一一二 松崎第四区文書綴（抄）

表紙

「沿革史及沿革書類 松崎村第四区」

① 松崎村区長職務上特別規約按

第壹条 本村ハ別ニ一村税ヲ起シ組合役場ノ手数ヲ煩

ツ

ハス筋ニ付、区長カメテ職務ニ勉勵シ、就中徵
税ニ尽力シ村役場ニ冗費ヲ要スルコトナキ様為
スベシ

第貳条 区長ハ村長ノ機関トナルノ傍ラ村内ノ機関ト
ナリ、各有志ト相議シ相諮リ、本村隆盛ノ策ヲ
講ズルモノトス

第三条 区長互撰ヲ以テ事務長名ヲ定メ、其任期ハ
三ヶ年トス

第四条 区長事務長ハ区長会ヲ開キ其會長トナリ及松
崎村民ノ代表者トナリ、他所出張等ノ事ヲ務ム
可シ

第五条 各区小使ハ区内巡番ヲ以テ使役シ、本村小使
給ノ名称アル合金額拾貳円ノ内、壹円五拾錢ヲ
区長事務長ノ年手当トシ、又四円区長事務長付
ノ小使給トシ、其殘金ニテ他所出張ノ日当ヲ払
ヒ、全ク殘剩金ハ本村基本財産ニ編入スルモノ
トス

但シ、他所出張日当ハ一日金拾五錢トシ、宿
泊スルトキハ一泊金貳拾錢ヲ給ス

第六条 産神祭典費其他無止費用ヲ要スルトキハ區長
會ニ於テ評定シ、其區民負担ノ金員ハ其區長之
ヲ徵收シ期限内事務長ニ廻付シ、事務長ハ之ヲ
支出ナシ、清算ヲ次ノ區長會ニ報告スルモノト
ス

右規約実行ヲ証スル為メ各區長署名捺印スルモノ也

明治廿六年三月十四日

松崎村區長

清水文五郎

福羅 壽藏

野口 重平

野口 仙吉

伊藤 豐藏

② 河村郡松崎村第四區取締規約書

第一項 総則

第一条 本区内則字田町将来ノ利害得失ヲ謀リ併テ經
済維持ノ目的ヲ達スル為メ左ノ条目ヲ定ムルモ
ノトス

第二項 權利

第三條 凡ソ本区内ニ住居スルモノハ本籍寄留ヲ問ハ
ズ区内共有物ハ何ノ種目ニ依ラズ所有ノ權ヲ有
ス

但シ仮住居ニシテ其手順ヲ經サルモノハ此限
ニアラズ

第三條 区内ニ入籍セントスル者ハ該區長ニ届出、而
シテ區長ハ区内集會ヲ開キ区内ノ承諾ヲ得ル事

但シ承諾ヲ得ル場合ニ於テハ該区内人民ニ於
テ身元引受人二名ノ保証書及保証金五拾錢ヲ納
メシメ、是ヲ区内ノ共有金トスルモノトス

第四条 本区内ニ寄留同居ヲ為サントスルモノハ、第
三条ノ例ニ依リ手續ヲナスベシ

但シ本条ノ人若シ他ヘ転ズルトキハ、元金ノ
ミヲ還付シ利子ハ附セサルモノトス

第五条 区内人民ハ区内ニアルモノニシテ、無斷他ニ
転居又ハ不正ノ所業等ナスヲ許サズ

第三項 義務

第六条 区總會ヲ開設セントスルトキハ、区长ノ指揮
ニ随ヒ直ニ出席スルモノトス

但シ無止事情ニテ出席能ハザルモノハ代理人
ヲ差立ルモノトス

第七条 区内公用ニ係スル大小公事ハ左ニ區別シ負担
スルモノトス

一 本籍寄留別居ヲ問ハズ区内ニ壱戸ノ躰ヲナス
モノハ壱戸分

(マ)

二 区内住居者ニシテ全ク同居同ノモノハ半戸分
ヲ課ス

三 独身ニシテ壱戸ヲ営ムモノト雖モ、六十歳以
上十五歳未満ノモノハ免除ス

第八条 本区維持ノ為メ共益金アルトキハ成べく積蓄
シ、確乎タル所ヘ預ケ置キ利子ヲ増殖セシムル
事

但シ本条ノ場合ニアツテ共有物保管委員氏名
ヲ撰挙シ、之レガ取締ヲシ毎年旧正月七日總會

ニ統計ヲ報告スベシ、但シ保管委員ノ年期ハ一
ケ年トス

罰 則

第九条 第三条ニ違背シタルモノハ区内共有ノ權ヲ得
ザルモノトシ、区内同盟外ト見倣シ共同ノ公会
ニ交ラザルモノトス

第十条 第六条ニ違背シタルモノハ第九条ニ同ジ
右ノ条目堅ク確守スルモノトス

明治廿七年三月二日

更田源太郎 ^印	野口繁蔵 ^印
橋本はな ^印	橋本幸吉 ^印
古川吉三郎 ^印	永田作治郎 ^印
秋房栄治郎 ^印	尾崎富蔵
米原源七 ^印	宇佐美四熊 ^印
山根房吉	宇佐美善次郎
金森春吉	宇佐美孫三郎 ^印
富沢安造 ^印	宇佐美乙吉 ^印
高野房吉 ^印	上村直十郎 ^印
水野直吉 ^印	石井浅蔵 ^印
知浦菊蔵	赤嶋金蔵 ^印
赤嶋増蔵 ^印	小林岩吉 ^印
松浦才三郎 ^印	松浦なを ^印
古川竹蔵 ^印	矢田甚蔵 ^印
山根伊八	中井政蔵 ^印
前村理平太 ^印	鏡伝三郎 ^印
吉岡わき ^印	吉岡仙蔵 ^印
鈴木岩吉 ^印	野口仙吉 ^印
富沢嘉蔵 ^印	岩本栄蔵 ^印